

医療費助成制度

重度心身障害者 ひとり親家庭等 乳幼児心身障害者

重度の障害をお持ちの方、ひとり親家庭の方、小学生までのお子さんを対象に医療費の助成を行っています。手続きをお忘れの方、自分が該当になるかわからない方は医療給付係まで問い合わせください。

重度心身障害者医療費助成制度

- 対象となる方
- ・身体障害者手帳1・2級又は3級の一部(内部疾患)の方

・重度の知的障害(「A」判定)の療育手帳の交付を受けている方等)

- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方(通院等が対象。入院、訪問看護は対象外)

■助成の範囲

病院へかかるときの自己負担が1割になります。(住民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ)

ひとり親家庭等医療費助成制度

■対象となる方

- ・18歳未満の子を扶養又は監護(進学等で20歳未満の子を扶養)しているひとり親家庭の母又は父と子
- ・両親の死亡又は行方不明等により、他の家庭で扶養又は監護されている18歳未満

の子(又は扶養されている20歳未満の子)

■助成の範囲

病院へかかるときの自己負担が1割になります。(住民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ)

母又は父は入院時のみ助成の対象になります。

乳幼児等医療費助成制度

■対象となる方

0～12歳までの乳幼児等

■助成の範囲

小学校就学前の方は、初診時一部負担金のみで病院を受診できます。ただし、小学生は入院・訪問看護のみ対象となります。

※入院時の食事代・予防接種等、保険適用外の費用は助成の対象になりません。

所得制限

■すべての助成制度には所得制限があります。主に生計を

維持している方の所得が表1の限度額未満であれば助成を受けられます。

【表1】所得制限限度額

扶養親族等の数	重 度	ひとり親	乳幼児
0人	6,287千円	2,360千円	5,320千円
1人	6,536千円	2,740千円	5,700千円
2人	6,749千円	3,120千円	6,080千円
3人	6,962千円	3,500千円	6,460千円
4人	7,175千円	3,880千円	6,840千円

※収入額ではありません。給与収入の方は給与所得控除後の所得額を参考にしてください。

更新手続き

助成制度を受けている方には、新しい受給者証を郵送していますが、転入してきた方や所得及び扶養状況等の確認が必要な方は、更新手続きが必要となります。また、小学生で乳幼児等医療費受給者証をお持ちの方は、受給者証の更新はしませんので入院する時に改めて申請をお願いいたします。

手続きが必要な方には、7月中に申請書等を送付いたしますので、まだ手続きをしていない方は早めにお済ませください。

■市民課医療給付係

☎(24)2111内線467・321番

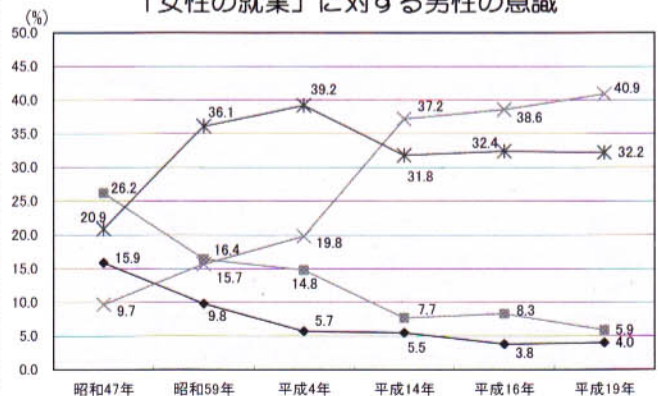
～男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えて～ No.2

一般的に女性が職業を持つことに対する意識はどのように変化してきているのでしょうか？
右のグラフは「女性の就業」に対する男性の意識をあらわしたものです。女性の就業を肯定的にとらえる意識は着実に増加しており、平成19年では7割以上の男性が女性の就業に肯定的な考え方を持っていることがわかります。



企画調整課企画係 ☎(24)2111内線221番

「女性の就業」に対する男性の意識



◆ 女性には職業をもたない方がよい
■ 結婚するまでは職業をもつ方がよい
× 子どもができてずっと職業をつづける方がよい
＊ 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい
参考データ：「男女共同参画に関する世論調査」等、内閣府世論調査より